

封印取付受託者準則

(適用)

第1条

受託者は、道路運送車両法（以下「法」という。）、同法施行規則（以下「規則」という。）及び「封印取付委託要領」（平成18年10月4日付け国自管第86号）（以下「委託要領」という。）、「封印取付委託要領の運用等について」（平成18年10月4日付け国自管第87号）（以下「委託要領の運用等」という。）、並びに「封印取付委託取扱規定」（令和3年1月24日付け長運登第189号）（以下「取扱規定」という。）の規定によるほか、この準則の定めに従って封印の取付けに関する業務を行わなければならない。

(定義)

第2条

この準則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一、 封印の前渡し 予め一定数量の封印を受託者に交付すること。
- 二、 有償受託者 第19条の規定により手数料請求権を放棄した受託者以外の受託者。

(封印の前渡し申請)

第3条

受託者は、運輸支局長（以下「支局長」という。）より封印の前渡しを受けようとするときは、封印の前渡し申請書（第1号様式）を提出しなければならない。なお、封印の前渡しを受ける数量は当該受託者の取付け計画の3箇月分を限度とする。

(封印の受領書等)

第4条

受託者は、前条の規定により封印の前渡しを受けたときは、受領書（第2号様式）を支局長に提出しなければならない。

(封印の受払簿)

第5条

封印の前渡しを受けた受託者は、封印の取付けを行う事業場ごとに封印受払簿（甲種受託者にあっては第3号様式、乙種受託者、丙種受託者並びに丁種受託者にあっては第4号様式）を備え付け、封印の出納状況を明らかにしておかなければならない。

- 2. 封印受払い簿への記録は、受入れ、取付け、打損、紛失等受払い事由を明らかにして行わなければならない。
- 3. 封印受払簿は、記録した日から2年間保存しなければならない。

(封印取付責任者)

第6条

規則第15条第1項に基づき選任された封印取付責任者（以下「責任者」という。）は封印の取付け、保管及び出納事項に関する事項を適切に処理しなければならない。

- 2. 責任者は規則第15条の2に規定された自動車登録番号標、自動車検査証及び当該自動車の車台番号が同一であることの確認を適切に行わなければならない。

(施封通知書)

第7条

甲種受託者は、第5号様式による施封通知書により封印取付けを行い、第5条の封印受払簿に出納状況を記載しなければならない。

(再封印申出書)

第8条

委託要領第2条（3）エによる乙種受託者、委託要領第2条（4）ウによる丙種受託者並びに委託要領第2条（5）ウによる丁種受託者における封印取付けにあっては第6号様式による自動車登録番号標再封印申出書を自動車検査証上の所有者から提出を受けて行なうこととする。

2. 提出された自動車登録番号標再封印申出書は封印取付け日より2年間保存するものとする。

（封印の保管）

第9条

受託者は、封印の紛失、盜難等がないよう施錠のできる施設に保管しなければならない。

（打損した封印等）

第10条

受託者は、打損又はき損した封印、及び不良の封印を第15条の封印取付報告書に添えて支局長に返納しなければならない。

（封印の紛失）

第11条

受託者は、封印を紛失したときは、すみやかにその数量及び事情を書面で支局長に報告しなければならない。

（封印取付届出書）

第12条

有償受託者たる乙種受託者、丙種受託者並びに丁種受託者は、封印の取付けを行おうとするときは当該自動車の新規登録、変更登録及び移転登録の際支局長に封印取付届出書（第7号様式）を2通提出しなければならない。

2. 前項において支局長はその記載内容を確認したうえ、1通は確認済印を押して受託者に交付し、他の1通は次年度4月末まで保存しなければならない。

（営業所等設置届出）

第13条

甲種及び乙種受託者は、封印の取付けを行う分室又は営業所を設けた場合、営業所等設置届出（取扱規定第1号様式の5）を支局長に提出しなければならない。

2. 前項により分室又は営業所を設けた場合、封印取付担当者及び営業所等一覧（第8号様式）を備え、これに記録しなければならない。また、記録した事項に変更が生じた場合は、その変更内容を記録しなければならない。

（出張封印確認書）

第14条

出張封印により、返納すべき自動車登録番号標を封印取付け後に返納とする受託者は、登録申請又は交換申請時等に封印受託者名、出張封印を行おうとする自動車の車台番号、出張封印の希望、自動車登録番号標の返納方法等を記載した書面（第9号様式）を支局長に2通提出しなければならない。

（封印の取付報告書）

第15条

封印の前渡しを受けた受託者は毎月10日までに、前月の封印取付け状況に関し、封印取付報告書（第10号様式）を支局長に提出しなければならない。

2. 封印の前渡しを受けた乙種受託者、丙種受託者並びに丁種受託者は、前項の封印取付報告書を提出するときは、封印の取付けをした自動車の登録年月日、及び自動車登録番号を記載した書面（封印受払簿第4号様式の写）を添付しなければならない。

(封印の返納)

第16条

取扱規定第5条により業務の廃止の承認を受けた受託者又は取扱規定第11条により委託の解除の通知を受けた受託者は、前条の報告書を添えて前渡しを受けた封印をすみやかに返納しなければならない。

(変更届)

第17条

受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは14日以内に届出書(第11号様式)を支局長に提出しなければならない。

- 一、氏名又は名称もしくは住所に変更があったとき。
 - 二、法人にあっては、その役員に変更があったとき。
 - 三、事業場の名称及び所在地に変更があったとき。(事業場の位置を変更する場合を除く。)
 - 四、封印の取付責任者を変更したとき。
2. 前項の届出書には、次に掲げる書面を添えて届出なければならない。
- 一、前項第1号に掲げる届には、変更の事実を証する戸籍抄本、履歴事項証明書又は住民票抄本
 - 二、前項第2号に掲げる届には、規則第13条第4項に該当しないことを証する書面(様式例:取扱規定第1号様式の2)
 - 三、前項第3号に掲げる届(所在地の変更)には、これを証する書面
 - 四、前項第4号に掲げる届には、封印取付責任者選任書

(標識及び掲示)

第18条

甲種受託者は封印の取付けを行う事業場に規則第14条の規定による標識を掲げるほか、封印取付け業務の日時を公衆の見易いように掲示しておかなければならない。

2. 乙種受託者、丙種受託者並びに丁種受託者にあっては、封印の取付けを行う事業場に前項の標識を掲げ、封印を取付ける自動車の範囲は「封印取付委託書により委託を受けた自動車に係る封印の取付け」と表示するものとする。

(手数料額)

第19条

取付けに対して支払う手数料の額は、1件ごとに定めるものとする。

(手数料の支払)

第20条

手数料は、甲種受託者の場合には運輸支局の業務件数により、乙種受託者、丙種受託者並びに丁種受託者の場合には請求書に添付された封印取付届出書により確認できる封印取付件数について支払う。

(手数料の請求)

第21条

受託者は、毎年4月1日から翌年3月31日までに行った封印の取付けについて、支局長に手数料を請求することができる。

2. 前項の手数料の請求は、次年度4月末までに封印の取付件数及び請求金額を記載した請求書を提出することにより行わなければならない。
3. 乙種受託者、丙種受託者並びに丁種受託者は、前項の請求書を提出するときは、支局長が確認済印を押捺して返付した封印取付届出書を添付しなければならない。

(無償受託者)

第22条

受託者は、封印取付手数料請求権放棄書を提出することにより、手数料の請求権を放棄することができる。

附則

1. この準則は平成18年11月1日から施行する。

2. 委託要領第2条(5)「ご当地ナンバー」にかかる封印取付けについては平成18年10月10日から施行する。

附則（平成21年3月6日付け 長運登第554号）

この準則は平成21年3月6日から施行する。

附則（平成26年3月28日付け 長運登第710号）

この準則は平成26年3月28日から施行する。

附則（平成29年3月31日付け 長運登第736号）

この準則は平成29年4月1日から施行する。

附則（令和2年3月25日付け 長運登第177号）

この準則は令和2年4月1日から施行する。

附則（令和3年12月24日付け 長運登第189号）

この準則は令和4年1月4日から施行する。

附則（令和4年5月18日付け 長運登第36号）

この準則は令和4年5月18日から施行する。

附則（令和7年12月19日付け 長運登第183号）

この準則は令和7年12月19日から施行する。